

入札公告

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度

令和5年度

(2) 調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務（以下「委託業務」という。）

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間。ただし、令和5年4月1日の業務開始までに現業務受託者からの的確な業務引継ぎを受け、業務開始に支障のないようにすること。

(4) 業務の仕様等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 履行場所

住 所	名 称
和歌山県和歌山市西1番地	和歌山県警察本部交通センター
和歌山県田辺市上の山一丁目2番5号	和歌山県警察本部田辺運転免許センター
和歌山県新宮市三輪崎1148番地の4	和歌山県警察本部新宮運転免許センター
和歌山県橋本市市脇四丁目2番2号	橋本警察署
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番の1	かつらぎ警察署
和歌山県岩出市高塚198番地の1	岩出警察署
和歌山県有田郡湯浅町大字栖原184番地2	有田湯浅警察署
和歌山県有田市宮崎町265番地	有田湯浅警察署有田分庁舎
和歌山県御坊市湯川町財部237番地1	御坊警察署
和歌山県東牟婁郡串本町串本2114番地	新宮警察署串本分庁舎

(6) 入札金額

総額で入札するものとする。

(7) その他

委託業務について、基本契約部分については総額で契約し、各講習業務については単価契約することとし、分割契約はしない。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第1407号に規定する更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札参加資格を有するものであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）

(2) 期間

令和4年12月16日（金）から令和5年1月5日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで。

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) 質問の期間

(1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、運転免許課に対して令和5年1月6日（金）午後5時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和5年2月22日（水） 午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便により入札書を提出する者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便等により令和5年2月21日（火）午後5時までに運転免許課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した基本契約部分及びそれぞれの単価に予定数量を乗じて得た額の和の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。